【平成31年度予算概算決定額 43,842(50,827)百万円】 〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 63,842 百万円〕

く対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、**農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施**します。

く政策目標>

- ○湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(農地及び周辺地域の面積約34万ha(うち農地面積約28万ha)「平成32年度まで」)
- ○重要インフラ緊急点検の結果等を踏まえて防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を実施

く事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定(調査計画事業)

施設整備のために必要な、農村地域防災減災総合計画の策 定、ため池の諸元等の詳細情報(ため池マップ、浸水想定区域 図の作成を含む)の整備等を支援します。

(ため池の諸元等の詳細情報の整備については定額助成(平 成32年度まで延長))

2. 農業用施設等の整備(整備事業)

自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回 復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するた めの長寿命化対策の実施等を支援します。特に、ため池の整備 については、豪雨対策、地震対策、長寿命化対策等の必要な対 策の一体的な実施を可能とします。

3. ため池の管理体制の強化(防災環境整備事業)

ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設 の整備、代替水源の整備を伴うため池の統廃合について定額助 成で支援します。(平成32年度まで)

4. 非常用電源の整備等(農業水利施設に関する緊急対策)

非常時にも機能を確保するために必要な非常用電源の整備等 を支援します。(平成32年度まで)

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容

1/2、定額等 玉

都道府県

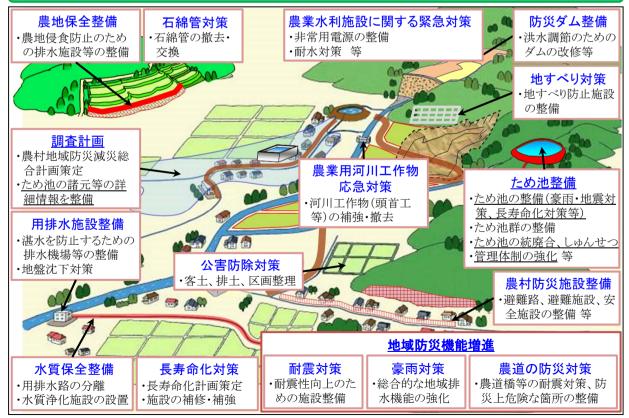
1/2、定額等

都道府県

市町村 等

く事業イメージン

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



[お問い合わせ先] 農村振興局防災課(03-6744-2210)

農村地域防災減災事業の拡充内容

1. 防災重点ため池を中心とした、ため池の防災減災対策をより一層促進

ため池の整備に必要な調査の推進 事業対象ため池の拡大

事業の拡充

ため池諸元の調査・情報整備(ため池防災対策情報整備)については、<u>貯水量や受益面積の規模に関わらず</u>、下流の家屋等に被害を与えるおそれのあるため池は全て<u>必要な調査を実施可能</u>とするとともに、<u>ため池マップや浸水想定区</u>域図の作成を併せて支援する。

ハード整備に必要な調査の 定額助成の延長

定額助成の期限延長

ため池防災対策情報整備、実施計画策定、 耐震性点検・耐震対策整備計画策定、施設長 寿命化計画策定及びため池群調査計画策定 については、定額助成(二次災害が予想される 施設に限定)の期限を平成32年度まで2年間 延長し、対策が必要なため池の整備を促進す る。

- ※1実施計画策定、耐震性点検・耐震対策整備計 画策定、施設長寿命化計画策定については、た め池以外の施設も定額助成の対象
- ※2ハザードマップの作成は農業水路等長寿命化・ 防災減災事業で実施

効率的なため池の整備

ため池整備の事業メニューの拡充

事業の再編・整理

ため池整備の事業メニューを<u>「ため池総合整備工事」、「ため池群整備工事」の二つに再編</u>する。

「ため池総合整備工事」には、

- ①地震:豪雨対策型
- (旧)防災ため池工事
- (旧)地震対策ため池防災工事
- ②一般整備型
- (旧)ため池整備工事
- (旧)ため池水質改善工事
- (旧)農作物生育阻害等防止工事
- ③ため池長寿命化型
- (旧)ため池長寿命化工事
- の3つの型を設け、<u>①の型と②、③の型を同時</u> <u>に併せ行うことを可能</u>とする。

要件の拡充

「ため池総合整備工事」の①地震・豪雨対策型、②一般整備型の小規模工事について、主な要件を以下のとおり拡充し、必要な対策を実施を可能とする。

(主な要件)

受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上

監視・管理体制の強化

ため池の監視・管理体制の強化

補助率の定額化

ため池の状況を速やかに把握するための<u>監視</u>カメラや水位計等の管理施設の整備、ため池の 防災機能を確保するために必要な施設の軽微 な補修等について定額で支援する。

(事業の実施は平成32年度まで)

※管理に必要な技術習得のための研修の開催、 地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動、ハザードマップを活用した防災訓練については、農業水路等長寿命化・防災減災事業で 実施

ため池の統廃合の推進

事業の拡充

施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるおそれのあるため池であって、代替水源を確保するための施設整備を伴うものについては、定額でため池の廃止及び代替水源の整備を支援し、ため池の統廃合を加速化する。

2. 非常用電源の整備等(農業水利施設に関する緊急対策)

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として、非常時にも機能を確保するために必要な非常用電源の整備等を支援する。(平成32年度まで)